

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越前市長 山田 賢一

市町村名 (市町村コード)	越前市 (182095)	
地域名 (地域内農業集落名)	粟田部地区 (粟田部町、西檜尾町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進んでいる。
農地の分散錯圃化。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後はキャベツやネギを中心とした園芸部門にも力を入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作条件の悪い区域については保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
実質化された人・農地プランの担い手を中心に農地集積を進める。 地区内の担い手に限らず、地区外の担い手への委託も検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手及び地域のニーズを踏まえ、段階的に基盤整備を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農への経営継承。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--